

最近のサステナブルファイナンスに かかる取り組みについて

令和4年12月15日

金融庁

1. ESG評価・データ提供機関に係る行動規範について

ESG評価・データ提供機関に係る行動規範

- ❑ 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「ESG評価機関等」について評価の透明性・公平性を確保するための「行動規範」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、報告書として公表。(7月)
- ❑ 「行動規範」について、7月～9月に実施したパブリックコメントを踏まえた修正につき、分科会にて議論(11月)。

(※)最終化に向けて、わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛けていく(法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を 明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく)。賛同の取りまとめを、評価部分は2023年6月、データ部分は2024年6月にそれぞれ実施。

ESG評価機関への期待 (行動規範としてとりまとめ)

- **透明性の確保**
自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること
- **人材の育成**
専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること
- **利益相反の回避**
業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること
- **企業とのコミュニケーション**
評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

機関投資家・企業への期待

- 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること(投資家)
- サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること(企業)



市場全体として相互の働きかけを通じ
評価等の質の改善

パブリックコメントに寄せられた主な意見と回答①

- ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)について、令和4年7月12日から9月5日まで意見を募集。結果、45の個人及び団体より、209件の意見が寄せられた。

該当箇所

主な意見と回答

全般

原則主義による行動規範は、柔軟性やイノベーションの機会を担保しつつ、投資家の信頼性確保等に資するものであり、歓迎（→本文に記載済）

海外当局との国際的な協調を更に促進することが重要

【回答】各国における協調した対応は重要であり、関係当局と連携し積極的にIOSCO等の議論に参画
行動規範の有効性等について定期的に見直すべきではないか

1. はじめに

【回答】金融庁として、本行動規範の浸透を図るとともに、継続的に状況を把握し、3年後を目途に本行動規範の改定その他の異なる対応の要否等について検討する旨を記載

2. 本文書について

原則・指針毎の遵守状況と遵守しない場合の説明（エクスプレイン）がされるべき

【回答】投資家等や企業の幅広い理解が得られるよう、原則及び指針の項目ごとの遵守状況が理解出来る分かりやすい説明工夫が必要となる旨を記載

今後のタイムラインを示してほしい。賛同表明をした時点で体制整備が行われている必要があるか

【回答】公表後半年後（23年6月）（データに係る部分については更に1年後）を目途に賛同状況を取りまとめること、実施の初年には、一定の時間を要するなどの場合には、今後の取組み予定や実施時期の目途を明確に説明することも考えられる旨を記載

データについては行動規範の対象外となるか。対象とする場合には、特段の留意が必要

【回答】データは、とりわけ種別や数が多様であり、体制整備等に相応の対応が必要と考えられる点を踏まえて、データ提供に係る部分の賛同状況の取りまとめを上記のとおり更に1年後とする旨を記載。また、情報源等が多岐に渡る場合は、重要性や有用性を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応することが可能である旨を明記

パブリックコメントに寄せられた主な意見と回答②

該当箇所	主な意見と回答
原則 1 (品質の確保)	ESG評価の質は、企業の開示の質に依存する。国際的な開示基準の整備を進め、企業開示の充実を図るべき 【回答】有価証券報告書でサステナビリティ情報に係る記載欄を新設する等の制度改正を進めていること、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を中心に国内の意見を集約しつつ、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）等での国際的な基準策定に向けた議論に積極的に参画していることなどを記載 データ取得・更新時期の開示が煩雑 【回答】データの取得・更新時期については、通常いつ取得・更新するか等を開示すべき旨を明確化
原則 2 (人材の育成)	教育や個人の能力開発を含む人的資源は重要（→本文に記載済）
原則 3 (独立性の確保等)	評価の過程で取得した企業の内部情報を用いて他のサービス提供を行う場合、利益相反の懸念があるのではないか 【回答】非公開情報を他の業務に利用する場合の守秘義務等に止まらない利益相反管理の観点についても明確化
原則 4 (透明性の確保)	企業開示の充実を更に進める必要がある 【回答】（上記原則 1 の 1 つ目の問いへの回答を参照）
原則 5 (守秘義務)	ESG評価やデータは、可能な限り公開データに基づくべき 【回答】（上記原則 3 の回答を参照）
原則 6 (企業とのコミュニケーション)	企業による訂正の求めは事実関係に対して行われるべき 【回答】評価機関等が企業に対し事実関係などについて確認を求めることを可能とすべき旨を明確化 評価自体を企業が確認・修正出来るという印象を与えていないか 【回答】評価やデータ等の最終的な商品等は、あくまで、評価機関が自らの責任によって発行するものである旨を明確化

パブリックコメントに寄せられた主な意見と回答③

該当箇所	主な意見と回答
投資家への提言	評価機関だけでなく、アセットマネージャー等によるESG評価の実施・活用についても対応が必要 【回答】行動規範においては、「（参考）投資家向けの提言」において、投資家による情報開示の一環として、自らが行う評価（自家評価）の手法等を明らかにしていくべき旨を指摘
企業への提言	問い合わせの窓口については、メールアドレスの設置が必要 【回答】上記の旨を明確化

2. カーボン・クレジットの取り扱いについて

カーボン・クレジットの取り扱いに関するQ&A

- ❑ 業務範囲規制に服する金融機関等は、各業法上、「算定割当量(※)その他これに類似するもの」を取り扱うことができることとされている。何が算定割当量に類似するののかについては、2008年の改正法のパブリックコメントの回答において「審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性の観点等から個別具体的に判断される必要」とされ、2008年当時主として発行されていた、法令に基づくクレジットについては該当することとされている。
- ❑ 他方、近年主流となっているボランタリーカーボンクレジットについて、上記回答に基づき金融機関等が取り扱ってよいのか不明瞭との指摘や、前回の有識者会議においても、民間のボランタリークレジットを金融機関が取り扱えるのか明示すべきとの意見を踏まえ、金融庁としては下記のQ&Aを設置することで、明確化を図りたい。

(※)地球温暖化対策推進法に規定される、京都議定書に基づくカーボンクレジット

カーボン・クレジットの取り扱いに関するQ&A(新設)

(問)

政府主導のカーボン・クレジットではなく、民間主導で発行されるボランタリークレジットは、「その他これに類似するもの」に該当し、取扱可能でしょうか。

(答)

「その他これに類似するもの」に該当するか否かについては、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断される必要があります。

例えば、帰属の明確性に加えて、以下のいずれかの機関が当該ボランタリークレジット発行の基礎となる温室効果ガス排出削減・吸収事業の妥当性審査及び当該事業に基づく排出削減・吸収量の検証を実施している場合には、「その他これに類似するもの」に該当し、取扱可能と考えられます。

1. 京都メカニズムやパリ協定第6条第4項メカニズムの指定運営機関
2. ISO14065に基づき認証された機関など、検証等に関する認証を取得している機関又はその認定機関

(参考)J-クレジットやJCMクレジットの取り扱い(本年9月、業界との意見交換会等で示した見解)

(問)

金融機関等(業務範囲規制に服するものに限る。)がカーボン・クレジットの売買又はその媒介等を業務として実施する場合には、業務範囲規制に抵触しないか整理する必要があり、法令(外国の法令、米国州法を含む。)に基づくクレジットについては、「その他これに類似するもの」(銀行法第10条第2項第14号、金融商品取引業等に関する内閣府令第68条第16号、保険業法第98条第1項第8号等)に該当し、取扱可能と認識していますが、政府主導のカーボン・クレジット、例えば、J-クレジットやJCMクレジットは、「その他これに類似するもの」に該当し、取扱可能でしょうか。

(答)

「その他これに類似するもの」に該当するか否かについては、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断される必要がありますが、J-クレジットやJCMクレジットは、これに該当すると考えられます。

3. 資産所得倍増プランについて

資産所得倍増プラン(概要) (令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)

1. 基本的な考え方

- 「新しい資本主義」を資金の流れで見ると、家計に眠る現預金を投資につなげ、勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要。
- 中間層がリターンの大きい資産に投資しやすい環境を整備すれば、家計の金融資産所得が拡大。また、家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業価値が向上。企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得は更に拡大し、「成長と資産所得の好循環」が実現。
- 従来は、株式や投資信託への投資は、一部の富裕層が行うものというイメージがあったが、デジタル化等の進展により、投資経験の浅い方も含めて、幅広く資産形成に参加できる仕組みを整備し、中間層の資産所得を大きく拡大することが可能。

2. 目標

- ① 5年間で、NISA総口座数(一般・つみたて)の倍増(1,700万から3,400万)、NISA買付額の倍増(28兆円から56兆円)
- ② その後、家計による投資額(株式・投資信託・債券等の合計残高)の倍増を目指す。これらの目標の達成を通じて、長期的な目標として資産運用収入そのものの倍増も見据える。

3. プランの方向性

- NISA等について簡素でわかりやすく、使い勝手のよい制度とする重要性、長期積立分散投資の有効性の幅広い周知の必要性、消費者に対して中立的で信頼できるアドバイザー制度の整備の必要性等を踏まえ、資産所得倍増に向けて、以下の7本柱の取組を一体として推進する。
- なお、税制措置については、今後の税制改正過程において検討する。

4. 7本柱の取組

第一の柱:家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化

NISA制度の恒久化を図る。併せて、非課税保有期間の無期限化と非課税限度額の引上げを進める。

第二の柱:加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革

加入可能年齢を70歳に引き上げる。拠出限度額・受給開始年齢の引き上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

第三の柱:消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

金融経済教育推進機構（仮称）が中立的なアドバイザーの認定を行う。助言対象を絞った投資助言葉（例えば、つみたてNISAやiDeCoに限定）の登録要件を緩和する。

第四の柱:雇用者に対する資産形成の強化

職域において中立的な認定アドバイザーを活用した取組を企業に促す。

第五の柱:安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

中立的な組織として金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

第六の柱:世界に開かれた国際金融センターの実現

金融資本市場の活性化、金融行政・税制のグローバル化、生活・ビジネス環境整備と効果的な情報発信などを総合的に進める。

第七の柱:顧客本位の業務運営の確保

「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しや必要なルールの整備を図る。

資産所得倍増プラン(サステナブルファイナンス関連抜粋)

9. 第六の柱:世界に開かれた国際金融センターの実現

<金融資本市場の活性化>

- スタートアップや ESG 等の社会課題の解決による成長に資する資金供給の円滑化、企業における開示やコーポレートガバナンスの促進、市場インフラの強化や規制改革等により、金融資本市場の活性化を図る。

(2)ESG 債市場等の活性化

- ESG 債は、近年の環境問題への世界的な関心の高まりを受けて、世界で発行額が急増(2018 年 0.2 兆ドルから 2021 年 1.2 兆ドルに)している。我が国においても、国内発行額が増加(2018 年 0.5 兆円から 2021 年 2.9 兆円に)しているが、経済規模からいえば更なる活用の余地は大きい。
- ESG 債発行額を順調に伸ばすため、調達資金の用途(プロジェクト内容)・資金の管理・活用実績/評価や企業の排出量などサステナビリティの取組を見える化し、グリーンボンド・トランジションボンド(脱炭素へ移行するための投資を資金用途とする債券)への信頼性を高めることが必要である。そのため、環境省の現行のガイドラインの更なる拡充や、日本取引所グループ(JPX)と連携した企業データプラットフォームの構築、トランジション・ファイナンスの推進に向けた環境整備(分野別技術ロードマップの充実)、開示規制の更なる充実を進めるほか、資本性を備えた ESG 商品の拡充についても取組を促す。
- また、ソーシャル分野への投資やイノベーション投資を含め、経済利益に止まらず広く社会的課題の解決を目指す「インパクト投資」を拡大するよう、金融庁は来年6月を目途にそのための基本的指針を取りまとめる。

(3)人的資本への投資

- さらに、中長期的な企業価値向上に向け、人的資本に関する開示ルールの整備やサステナビリティ情報の開示の充実を推進するとともに、国際ルールの形成を主導する

10. 第七の柱:顧客本位の業務運営の確保

- アセットオーナー(企業年金含む)については、受益者等の便益を最大化する観点から、アセット(資産)の性格や規模を踏まえた適切な運用リターンの実現を図る必要がある。このため、関係省庁が連携して幅広い関係者との継続的対話の体制を整備し、運用体制・手法に係る調査研究の実施やベストプラクティスの共有・普及を図るなど、運用の改善に向けた対応を進める。

4. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ 報告書案について

ご議論いただきたい点（まとめ）

- E S G評価・データ提供機関に係る行動規範について、今後賛同状況についての取りまとめ、その後の状況を踏まえながら、3年後を目途に、本行動規範の改定等について検討を行っていくこととされているが、この間に金融庁としてはどのようなことに気を付けていくべきか。
- 金融機関が民間のボランティアカーボンクレジットを取り扱っていくにあたって、金融庁や金融機関に対してどのような工夫を期待するか。また留意点はあるか。
- 資産所得倍増の観点も踏まえ、E S G債市場の発展やE S G商品の裾野拡大について考えていくべきことはあるか。

(参考資料)

「新たな金融手法の活用」関連 サステナブルファイナンス推進の取り組み

官民による150兆円のGX投資実現に向けて、下記のサステナブルファイナンス推進策を進め、トランジション／イノベーション・ファイナンスの更なる拡大を図る。

市場機能の発揮(ESG市場の拡大)

- ・ グリーンやトランジションの客観性確保等に向け、**ESG評価機関等の行動規範を年末までに策定**。
- ・ グリーンウォッシュが懸念されるESG投信に係る**監督指針を年度末までに策定**。

金融機関の機能発揮

- ・ 金融機関向けの気候変動ガイダンスを7月に公表。
- ・ 産業のトランジションを金融面から支援するための金融機関と企業の対話のあり方等を含め、金融機関による企業の脱炭素化支援を推進するため、来年6月までに**金融機関と企業との対話のためのガイダンスを策定する**。

分野横断的な取り組み

- ・ 社会課題の解決に向けたインパクト投資について、脱炭素化に向けたイノベーションへの資金供給のあり方等を含め検討を行い、来年6月までに**インパクト投資にかかる基本的指針を取りまとめる**。
- ・ 専門人材の育成にむけた方策(民間事業者等による**資格試験の導入への支援等**)を検討。

企業開示の充実

- ・ 有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設し、2023年3月期から適用予定。

産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会(GXファイナンス研究会)

- ・ GX 実行会議において、論点の1つとされた「新たな金融手法の活用」に関する具体的な検討を行うため、金融庁・経済産業省・環境省共催で「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」(GXファイナンス研究会)を本年8月に開催し、計5回の検討を踏まえて、12月に施策パッケージをとりまとめ。

G Xファイナンス研究会の概要

<狙い>

G X 実行会議において、論点の1つとされた「新たな金融手法の活用」に関する具体的な検討を行うため、金融庁・経済産業省・環境省共催で立ち上げ。下記の項目に関して議論を行い、年末までに具体的な政策の方向性をとりまとめる。

<検討課題>

- (1) 企業の気候変動投資への資金供給策の検討
- (2) G X 実践企業の新たな評価軸作り
- (3) 気候変動分野への民間資金誘導 等

<スケジュール>

- | | |
|---------|--------|
| ○8月9日 | 第一回研究会 |
| ○9月15日 | 第二回研究会 |
| ○10月14日 | 第三回研究会 |
| ○11月17日 | 第四回研究会 |
| ○12月7日 | 第五回研究会 |
| ○12月13日 | とりまとめ |

<委員>

- | | |
|--------|---|
| 伊藤 邦雄 | 一橋大学 CFO 教育センター長 (座長) |
| 秋元 圭吾 | 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 (RITE) システム研究グループリーダー・主席研究員 |
| 金子 忠裕 | 株式会社三井住友銀行サステナビリティ本部 副本部長 |
| 重本 和之* | 第一生命保険株式会社 常務執行役員 投資本部長 |
| 竹内 純子 | NPO法人国際環境経済研究所 理事 |
| 角田 真一 | 東北大学 特任教授、U3innovations合同会社 共同代表 |
| 手塚 宏之 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ サステナブルビジネス推進室 室長 |
| 寺沢 徹 | J F E スチール株式会社 専門主監 (地球環境) |
| | アセットマネジメントOne株式会社 運用本部 責任投資グループ エグゼクティブ ESGアドバイザー |
| 中空 麻奈 | BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット総括本部 副会長 |
| 西地 賢祐 | 株式会社三菱UFJ銀行 サステナブルビジネス部 副部長 |
| 林 礼子 | BofA 証券株式会社 取締役副社長 |
| 松原 稔 | りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部担当 |
| 吉田 博彦 | 株式会社日本政策投資銀行 経営企画部 サステナビリティ経営室長 |

<オブザーバー>

全銀協、経団連、J B I C、J I C、N E X I、
N E D O、日本証券業協会、日本銀行

*第1、2回は、銭谷美幸氏（第一生命保険株式会社 運用企画部フェロー（当時））が参加したが、申し出により退任し、重本委員が第3回から第5回に出席。

GXファイナンス研究会 とりまとめ概要

<基本的考え方>

- 2050年CNの実現に向け、民間金融による資金供給を促進するためには、政府による政策ロードマップの提示を行うとともに、公的資金と民間資金の組み合わせ（ブレンデッド・ファイナンス）や官民の知見共有・協働のための体制整備が必要。
- 本研究会ではG X 分野における民間資金を引き出していくための第一歩としての施策パッケージをとりまとめ。

施策パッケージ

1. グリーン・ファイナンスの拡大

- ・ プッシュ型での案件組成支援、発行補助対象拡大を検討
- ・ 資金使途に関して、技術進展等を踏まえて例示を更新等

2. トランジション・ファイナンスの拡大

- ・ 分野別技術ロードマップの拡充（自動車分野の追加）
- ・ 信頼性向上に向けた取組（研究機関による排出経路の定量化等）
- ・ トランジション・ファイナンスと整合的なファイナンス・エミッションに係る算定・開示に関する具体策を検討する官民チーム発足等

3. 新たな金融手法であるブレンデッド・ファイナンスの開発・確立

- ・ 脱炭素技術のイノベーション促進等に向けて、G X 技術の社会実装段階において、民間が取り切れないリスクについて、公的機関によるリスク補完の在り方を検討

4. 地域・中小企業のG X 投資促進にむけた資金供給

- ・ 日本政策金融公庫によるGXに取り組む者への低利融資制度創設
- ・ 「脱炭素アドバイザー資格認定制度」の創設を検討 等

5. 企業のG X 投資促進等にむけた市場環境の整備等

- ・ 有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄の設置にむけた府令改正
- ・ TCFDコンソーシアムによる開示支援と人材育成プログラム策定
- ・ シナリオ分析の実践ガイドの提供や地域金融機関向けの支援プログラムの実施等
- ・ 幅広いアセットクラスや企業のステージにおけるインパクト投資について金融庁で検討深化

6. G X 実践企業の評価軸の構築と金融市場における活用

- ・ G X 実践企業の「機会」評価に関するガイドライン・レポートの策定。特に、削減貢献量に関して、グローバルに発信するための「気候変動への貢献開示イニシアティブ」の組成検討（G X リーグと連携）

7. 資金還流の形成

- ・ 企業の気候変動関連投資を支えるための資金環流の促進にむけ、公的金融の活用も含め、必要な施策を検討

関係省庁及び関係する検討体において、絶えず政策をアップデートする努力をしつつ、相乗的な効果が発揮されるよう相互に連携

金融機関の環境整備（ファイナンスド・エミッションへの対応）

- 投資家・金融機関には、トランジション・ファイナンス等を通じ、排出削減を行う企業の脱炭素化を支援することが期待される一方で、トランジション・ファイナンスに積極的な金融機関ほど、排出量が多い金融機関とみなされてしまう矛盾が存在。
- 三省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下に「ファイナンスド・エミッションに関するサブワーキング（仮称）」を設置し、ネットゼロに向けたトランジションに対する投融資を積極的に評価するための枠組みに関して検討してはどうか。

サブワーキングの位置づけ及び検討の進め方

- ✓ 国際的な民間イニシアチブや国家間のフォーラムでも賛同を得られるように検討を進めていくことが重要であり、官民で連携し、脱炭素に向けた投融資を積極的に評価するためのファイナンスド・エミッションに関する基本的な考え方を整理、算定・開示方法の具体的なあり方及び効果的な国際発信の方法やタイミングを検討する場とする。
- ✓ ファイナンスド・エミッションに関する課題については、民間イニシアチブでも議論がなされはじめていることから、民間ベースの議論を政府としてエンドースする形で我が国としての考え方をまとめる。
- ✓ 会議開催日程・議事概要・委員名簿については原則公表する。一方で、参加者の自由な議論を担保する観点から、議事要旨・配付資料等は非公開とする。ただし、検討結果についてはトランジション・ファイナンス環境整備検討会に報告するものとする。

スケジュール案

- ・12月5日 : サブワーキング立ち上げ付議
- ・年明け以降 : キックオフ、論点出し
ポジションペーパー案の提示
- ・2023年春頃 : ポジションペーパー公表
- ・2023年春以降 : 適宜、民間イニシアチブ等へ発信

サブワーキングメンバー

- ✓ 座長を置かず、事務局は三省庁とし、トランジション・ファイナンス環境整備検討会同様に野村総合研究所へ委託。
- ✓ 国際的な民間イニシアチブでの議論との整合性や国際発信のタイミングも重要であり、委員は各イニシアチブに係る金融機関の実務レベルを想定。

検討会における議論の状況

① 脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会 (座長:根本直子教授)

回次	日時	内容
第1回	10月13日	事務局及び金融機関から取組みの状況について説明、質疑・討論
第2回	11月30日	GFANZ・PCAFからのプレゼンを受けて質疑・討論

② インパクト投資等に関する検討会 (座長:柳川範之教授)

回次	日時	内容
第1回	10月28日	事務局より市場の概況、SIIF(社会変革推進財団)より「インパクト投資に関する勉強会」の議論について説明、質疑・討論
第2回	11月11日	金融機関・投資家からのプレゼンを受けて質疑・討論
第3回	11月25日	投資家・インパクトを創出している企業からのプレゼンを受けて質疑・討論

専門人材の育成

サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書(抜粋)

- ❑ 金融庁やサステナビリティ領域の人材育成に知見を有する専門機関や企業、団体、コンソーシアム、その他有識者が連携を図り、こうした研修や資格試験を通じて獲得出来ると考えられる知見・技能と、サステナブルファイナンスの実施のために実務的に必要とされる知見・技能の一覧(スキルマップ)を見える化することが重要である。
- ❑ 特に、脱炭素の取組みが重要性を増す中で、金融分野でも人文科学も含めた科学的知見の理解の重要性が高まっているとの指摘がある。また、対象となる人材についても、いわゆるリカレント教育も含め、幅広い人材層での知見・技能の獲得を促すべきとの指摘がある。こうした点も踏まえて、スキルマップを一般に周知しつつ、必要な知見・技能に照らして、今後拡充されるべき研修や資格試験などを積極的に後押ししていくことが考えられる。
- ❑ また、人材の厚みを増していくためには、実務に加わる以前、すなわち就学期から、関心のある者にサステナブルファイナンスに係る知見を提供していく取組みも更に進めるべきである。

2022事務年度金融行政方針(抜粋)

- ❑ 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等(スキルマップ)を見える化し、広く国民に浸透を図る。くわえて、金融関係団体等とも連携し、例えば、大学等における金融関係の講座での、サステナブルファイナンスに関する授業や教材の提供等を検討する。

- ❑ 上記の「スキルマップ」の素案として、例えば次頁のようなものが考えられるが、整理の方策として留意すべき点があるか。また、更にどのような論点を盛り込むべきか。
- ❑ 「スキルマップ」も活用しながら、大学や研修機関、民間企業等と連携し、サステナビリティに係る試験や研修、講座等を推進・マッピングしていくことが考えられるが、広く国民への浸透と真の専門家育成のために有効な具体的な方策として何が考えられるか。

人材育成のためのスキルマップ(サステナブルファイナンス)

サステナビリティの基本的意義とテーマ毎の課題を理解し、これらが金融・産業に与える機会・リスクを説明出来ること

I サステナビリティ の 課題と意義

① サステナビリティと金融・産業

1. サステナビリティの基本的意義と様々な課題の全体像、多様な価値の理解
2. サステナビリティに係る金融の役割、サステナブルファイナンスとは

② 環境(E)に係る課題

1. 気候変動(仕組み、影響、対応)
2. 汚染予防(大気汚染、化学物質)
3. 自然循環(原料調達、廃棄物管理)
4. 水(取水・排水管理、水資源利用)
5. 生物多様性(生態系の影響評価)

③ 社会(S)に係る課題

1. 人権(基本原則、人権デューデリジェンス、様々な人々の権利、AIと倫理)
2. 雇用・労働慣行(強制労働、児童労働、機会均等、ハラスメント、労働安全衛生、ダイバーシティ、人的資本)

④ ガバナンス(G)に係る課題

1. コーポレート・ガバナンス(所有と経営、ステークホルダー協働、取締役会、情報公開、議決権行使)
2. リスク管理(ESGリスクマネジメント)
3. 腐敗防止(贈収賄の防止)

基礎

サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなどを理解し、戦略策定・サービス提供等を実践出来ること

II サステナブル ファイナンスの 知見と実践

⑤ サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなど

1. サステナブルファイナンス市場の動向(分野ごとの市場規模や最近の資金調達・供給発行・調達状況など)
2. 金融商品・金融機関などに関する様々な原則(責任投資原則、ネットゼロに向けたアライアンス、グリーンボンドなど)
3. サステナブルファイナンスに係る規制等の動向(NGFSなどによるシナリオ分析、タクソミーとトランジションなど)

⑥ 幅広い金融サービスの提供

1. 様々なアドバイス・ファイナンス
2. 融資・債券
3. 投資・出資
4. インパクト(スタートアップ投資含む)

⑦ サステナビリティ経営の実践

1. 経営戦略・事業戦略の策定
 2. リスク管理
 3. 指標や目標の設定
- 等

⑧ 情報開示と対話

1. 情報開示の枠組み
2. 企業との対話(エンゲージメント)
3. ステークホルダーとの対話・協働

応用

III 実践を進め るソフトスキル

例えば以下のような、コミュニケーション、リーダーシップ、情報収集と知見の統合など、実践を進めるソフトスキルの獲得

- ✓ 専門領域を含めつつ、幅広い他領域の動向に意識を向けて情報を収集し、新たな課題特定や発想につなげるスキル
- ✓ 社内外の様々な関係者と良好な関係を構築し、建設的な協働を図っていくコミュニケーションのスキル
- ✓ 国内外の様々な議論の場面に積極的に参画し、国内外の関係者の認識と対応をけん引するリーダーシップスキル

(※) 上記項目は主要な課題などを例示したものであり、各課題などはこれに限られるものではない。また、1個人で全てのスキルを獲得することは必ずしも容易でなく、組織やチーム全体として必要なスキルを獲得し、実践を図っていくことが重要と考えられる。

(※) 各項目については、JPX-QUICK ESG課題解説集等の国内各種機関の取組みやアイルランド・シンガポール・米国などによる取組みも参照しながら記述している。21

現在の業務範囲規制におけるカーボン・クレジットの取り扱い

「算定割当量」及び「算定割当量に類似するもの」の取扱可能範囲

		銀行・ 信金・信組等	証券会社等 〔Ⅰ種業・運用業〕	保険会社	金融商品取引所
自己勘定取引	現物	●※1	●	●※1	-
	デリバ	●	●	●	-
ブローカー業務	現物	●※1	●	●※1	-
	デリバ	●	●	●	-
市場開設等業務	現物	-	-	-	●※2
	デリバ	-	-	-	●※2

※1 固有業務の遂行を妨げない限度。

※2 「公共性に対する信頼を損なうおそれ」「取引所金融商品市場の開設業務等の健全・適切な運営を損なうおそれ」がないとき【認可制】。

「類似するもの」への該当性(2008年法律改正に係るパブリックコメント回答)

- ・ [Ⅰ] i) 審査・承認手続の厳格性、ii) 帰属の明確性 等の観点から、[Ⅱ] 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき。
- ・ その上で、ア) 法令(外国法・州法含む)に基づくもの、イ) 「地球温暖化対策推進本部」の決定(2008年)に基づくもの、ウ) 環境省「自主参加型国内排出量取引制度」で取引されるものなどは該当。

国内外の主なカーボン・クレジット制度

制度	概要
我が国における炭素削減価値を有するカーボン・クレジット制度	
J-クレジット制度	経済産業省・環境省・農林水産省が制度管理者となり、2013年より運営されているカーボン・クレジット制度。省エネ・再エネ・森林等を対象に幅広くカーボン・クレジットを認証。
Jブルークレジット	ジャパンプルーエコノミー技術研究組合(JBE)が制度管理者となり、2020年よりブルーカーボン(注1)に特化して認証を行う国内ボランタリークレジット制度。
外国における炭素削減価値を有するカーボン・クレジット制度	
Clean Development Mechanism (CDM)	京都議定書において、先進国(付属書国)と途上国(非付属書国)が共同で排出削減プロジェクトを途上国で実施し、その排出削減量を移転することにより、投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる国連主導のカーボン・クレジット制度。
二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism, JCM)	途上国等(JCMに関する二国間文書に署名したパートナー国)への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・炭素吸収・炭素除去への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用する制度。(注2)
Verified Carbon Standard (VCS)	WBCSD(World Business Council For Sustainable Development)やIETA(International Emissions Trading Association)などの民間企業が参加している団体が、2005年に設立した認証基準・制度。森林や土地利用に関連するプロジェクト(REDD+を含む)や湿地保全による排出削減プロジェクトなど多様なプロジェクトが実施されている。
Gold Standard (GS)	2003年にWWF(World Wide Fund for Nature)等の国際的な環境NGOが設立した認証基準・制度。自らVER(Verified Emission Reductions)を発行するだけでなく、CDMプロジェクトの中でも、地元共同体への貢献などの付随的な便益を有すると見なされたプロジェクトについては、GSが認証する取組みを行ってきた。
American Carbon Registry (ACR)	NPO法人であるWinrock Internationalが1996年に設立した世界初の民間クレジット認証基準・制度。
Climate Action Reserve (CAR)	2001年に創設されたCalifornia Climate Action Registryを起源に持つ認証基準・制度。

(注1) 2009年国連環境計画(UNEP)の報告書において命名された藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素を指す。

(注2) CDMの認証・検証プロセスに加え、(1)プロジェクトの適格性、(2)追加性およびベースライン、(3)持続可能な開発への貢献、(4)ステークホルダー・コンサルテーションの独自基準をクリアしたカーボン・クレジット。

(出所)カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会「カーボン・クレジット・レポート」(2022年6月)

国内制度におけるカーボン・クレジット活用のイメージ

クレジットの性質・種類	企業による活用場面（注2）		
（1）我が国のNDC貢献達成に貢献するカーボン・クレジット （注1） Jクレジット JCM	（A）企業の排出量の正確な把握が必要な制度 例：温対法の報告における排出量調整	（B）将来の除去・吸収の拡大に向けた投資や経済の成長という観点でも価値を持つ取組についても評価することが可能な制度 例： ・GXリーグの自主的な排出量取引 ・国や自治体による公表調達における環境負荷低減評価	（C）企業の自主的取組についてより幅広い観点で評価することが目的である制度 例： ・温対法の報告制度における任意報告 ・GXリーグにおける事業者の自主的取組みの開示・評価
（2）Jクレジット制度によらない国内の炭素吸収・炭素除去系ボランタリークレジット			
（3）我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット			
（4）世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット/地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット			

（注1）パリ協定第6条2項における相当調整済ボランタリークレジット

（注2）活用場面はあくまで一例

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（サステナブルファイナンス関連抜粋）

（令和4年10月28日閣議決定）

Ⅲ 新しい資本主義の加速

2. 成長分野における大胆な投資の促進

（2）スタートアップの起業加速

- ② スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開・出口戦略の多様化やオープンイノベーションの推進
 - ・ 事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現等（金融庁）

（3）GX（グリーン・トランスフォーメーション）

② 技術の着実な普及、国際協力等

地域における脱炭素化や再エネ導入など企業が有する技術の着実な普及を、需要喚起策を講じつつ、サステナブルファイナンス市場の拡大等に向けたインパクト投資促進等の金融面の取組も含めて後押しする。（略）

- ・ 企業のサステナビリティ情報の開示の充実と国際的な開示ルールの策定の推進（金融庁）
- ・ 気候変動対応推進に取り組む金融界・産業界の支援事業（金融庁）

（4）DX（デジタル・トランスフォーメーション）

- ・ 行政・準公共分野のデジタル化の推進（内閣府、デジタル庁、法務省、金融庁、消費者庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、国立国会図書館）

スタートアップ育成5か年計画(サステナブルファイナンス関連抜粋)

(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)

5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

(23) 社会的起業のエコシステムの整備とインパクト投資の推進

○ 我が国でも、若い世代は、スタートアップの創業を検討する際、環境問題や子育て問題などの社会的課題の解決を目的にすることが多い。実際、国内のスタートアップの起業の動機は「社会的な課題を解決したい、社会の役に立ちたい」が筆頭となっている(73.7%(スタートアップを対象とした2021年アンケート調査))。

○ このため、国内大学において社会的起業家(インパクトスタートアップ)に関する教育プログラム開発やネットワークづくり等を支援し、社会的起業家を育成する拠点づくりを促進する。

○ 社会的起業家を志す若手人材等を海外に派遣するプログラムを推進する。

○ これまで官が担ってきたサービスについても、多様なニーズにきめ細かく対応するため、民間の主体的な関与が期待されている。課題先進国であるといわれる我が国において、世界に先んじて社会的課題を成長のエネルギーとして捉え、解決していく仕組みを経済社会の中にビルドインしていく。

○ このため、インパクト投資の推進と社会的企業への支援強化等を図るため、民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討、国際認証を踏まえたインパクトスタートアップの日本版の認証制度の創設の検討を行う。

○ 社会的起業家(インパクトスタートアップ)の支援を図るため、以下の項目について検討を行う。

- 公共調達における優遇措置
- 国から自治体へ向けた推奨企業リストへの掲載
- 地方自治体とのマッチング
- 投資に対する支援措置
- ふるさと納税・企業版ふるさと納税の活用
- 休眠預金の活用
- 国・自治体による成果連動型事業(Social Impact Bond 等)の拡大
- 投資ファンドによる支援

○ インパクト投資の拡大に向けて基本的指針を取りまとめ、インパクト投資の普及を促す。